

被災により修業年限の終期を超えて在学する方の 日本学生支援機構第二種奨学金について

このたびの東日本大震災をはじめ被災により修業年限の終期（卒業予定期）を超えて在学せざるを得なくなった学生に対し、その学業継続を支援するため、下記の要件を満たす場合、当該在学期間において第二種奨学金が貸与を認められることとなりました。また、第二種奨学金の貸与者で、今後同様に卒業予定期を延長せざるを得なくなる奨学生については、従来の貸与期間の延長事由（留学、病気療養、ボランティア活動）に、新たに前記事由が追加されることとなりました。

詳しくは学生支援課までお問い合わせください。

記

1. 対象者：次のすべてを満たす者

- ① 修業年限の終期（卒業予定期）が平成 23 年 3 月以降の者
- ② 被災により修業期間を延長せざるを得なくなった者、又は災害に起因する特殊事情（就職の内定取消を含む）により在学
学校長から特例として在学期間の延長を認められた者
- ③ 在学学校長から奨学金貸与の必要性を認められた者